

2020年6月24日
株式会社リミックスポイント

第17期定時株主総会 株主の皆様からいただいた事前のご質問に対する回答

当社は、2020年6月11日付「[第17期定時株主総会招集ご通知](#)」に記載のとおり、第17期定時株主総会（以下「本総会」といいます）につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症の感染拡大防止のために、株主の皆様におかれましては、極力、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、国内の流行状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、株主総会当日のご出席についてご判断いただきますようお願いしております。また、本総会の議事運営を円滑に行うためにも、株主の皆様から、本総会の目的事項について事前のご質問を受け付けております。

つきましては、株主の皆様からいただきました事前のご質問に対し、下記のとおりご回答申し上げます。なお、他の株主様と重複する内容でのご質問につきましては一つの質問としてまとめてご回答し、また、本総会における報告事項及び決議事項と直接的に関係がないご質問につきましては回答を控えさせていただきます。ご理解、ご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

〔ご質問〕 第13回新株予約権の発行は株主総会の特別決議事項に該当するのではないかと

（回答）

当社は、2020年4月27日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当により発行される第13回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、本項において「本新株予約権」といいます）を発行いたしました（以下、本項において「本第三者割当増資」といいます）。

本新株予約権の詳細につきましては、2020年4月27日公表の「[第三者割当により発行される第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の募集に関するお知らせ](#)」に記載しているところであります。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、第三者評価機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）より算定書を取得し、本新株予約権1個当たりの発行価額を割当先との協議により同算定書の算定結果と同額と決定したため、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断しております。また、当社監査等委員会から、上記第三者評価機関による算定結果に照らし、本新株予約権の発行価額は、割当先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

加えて、2020年3月31日現在の当社発行済株式総数60,917,600株（同日現在の総議決権数608,445個）に対して、本新株予約権は33,333,400株の新規発行を行うものであり、最大で54.72%（総議決権に対する割合54.78%）の希薄化が生じる可能性があります。

本第三者割当増資による希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要になります。当社は、本第三者割当増資による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに

株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当先との間に利害関係のない社外有識者である石井絵梨子弁護士（新幸総合法律事務所パートナー）、清水勝士氏（当社監査等委員）、安田博延弁護士（当社監査等委員）及び江田健二氏（当社監査等委員）の4名によって構成される第三者委員会に、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を2020年4月27日に入手しております。

以上のことから、本新株予約権の発行は、株主総会の特別決議事項には該当せず、所要の手続きを履践したうえで取締役会決議にて行ったことは適法であると考えております。

〔ご質問〕 新株や新株予約権の発行ではなく金融機関からの借入をしない理由は何か？

（回答）

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。ただし、当社としては、キャッシュフローの確保は企業経営における最重要事項の一つという認識を強く有しており、金融機関からの借入についても検討しております。また、短期又は長期借入金という形式以外にも、リースなど様々な形式の利用によるキャッシュフローの改善努力を行っております。

〔ご質問〕 今後さらに新株発行などによる資金調達を行うのか？ 第13回新株予約権が予定通り行使が進まない場合にはどうするのか？

（回答）

2020年1月21日開催の取締役会決議に基づき発行された第12回新株予約権（行使価額修正条項付）については2020年3月中旬までは行使がなされておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済への影響の深刻化に対する懸念から世界的に株式市場が低迷し、第13回新株予約権の発行決議日において新型コロナウイルス感染拡大の長期化・深刻化の懸念が拭えず今後の株式市場の回復見込みが不透明であったことから、この状況が継続すると第12回新株予約権について当初想定どおりの行使が進まずに資金調達が計画どおりにできない可能性があるかと判断し、残存する第12回新株予約権の取得・消却と、第13回新株予約権の発行に関する決議を2020年4月27日開催の取締役会において行いました。2020年5月29日及び同年6月17日に公表のとおり、第13回新株予約権については、大量行使が行われるなど順調に行使が進んでおります。

このような状況にあるため、現時点においてさらなる新株発行による資金調達は検討しておりません。

〔ご質問〕 経営陣の報酬減額について

(回答)

2020年3月期においては、連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンにおける暗号資産(仮想通貨)不正流出の影響もあり、50億円を超える特別損失を計上する結果となりました。この状況を鑑みて、当社としては代表取締役の小田を含む関係者の報酬減額を含めた処分を行っております。なお、かかる処分につきましては、法定開示又は適時開示を要する事項に該当しないため、開示しておりません。

〔ご質問〕 任意の機関として指名委員会しか設置していない理由はあるのか？ 経営の監視体制をさらに強化する必要はないのか？

(回答)

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化により経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、2015年6月より監査等委員である取締役設置会社へ移行しております。

2020年6月24日時点では、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名、監査等委員である取締役3名で取締役会は構成されており、監査等委員である取締役は全員が社外取締役であります。

また、本総会の目的事項である第2号議案・第3号議案において、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名及び監査等委員である取締役2名の選任をお願いしており、本総会でご承認をいただきましたら、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役5名(全員が社外取締役)といった構成となり、取締役の70%を社外取締役で構成することにより、取締役会の監視・監督機能が強化されることを期待しております。

なお、従前は、独立社外取締役が多数を占める監査等委員が取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために能動的・積極的にその役割を果たしていると考え、取締役の指名・報酬等に関する独立社外取締役で構成する任意の助言機関等は設置していませんでしたが、2020年2月25日公表の「[指名委員会の設置に関するお知らせ](#)」に記載のとおり、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために重要な役割を担う経営層の人事等に関する決定に係るプロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ強化することを目的に、社外取締役が過半数を構成する任意の指名委員会を、取締役会の諮問機関として設置いたしました。

当社では、「常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し、その充実に継続的に取り組む」ことを「[コーポレート・ガバナンス基本方針](#)」に定めており、「会社法上の機関設計は監査等委員会設置会社とし、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する」としておりますが、前述のとおり、常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求して必要な施策に取り組んでまいり所存です。

〔ご質問〕 ビットポイント台湾からの損害賠償等について

(回答)

2020年5月20日公表の「[2020年3月期決算補足説明資料](#)」23ページに記載のとおり、当社連結子会社である株式会社ビットポイントジャパン(以下、本項において「BPJ」といいます)は、ビットポイントエーペックインヴェストメント株式会社及び薩摩亞商幣寶亞太科技有限公司台湾分公司から総額10億円余の損害賠償請求を提起され、第一審である東京地方裁判所にて審理されております。

BPJにて当該請求内容の精査をしておりますが、原告らの主張に法的根拠及び金額の算定根拠に合理性は無いものと判断しております。引き続き、裁判を通じてBPJの見解の正当性を主張していく方針であります。また、本件によってBPJ及び当社の財産が大幅に毀損することはないと認識しており、

2020年3月期の決算数値から追加で引当金の計上等をする必要はないと判断しております。

〔ご質問〕 業績予想について見通しを出さないのか？

(回答)

当社グループの金融関連事業を構成する暗号資産交換業（仮想通貨交換業）につきましては、経済情勢や暗号資産（仮想通貨）に関わる市場環境や金融市場の影響を受けます。今後も暗号資産（仮想通貨）市場につきましては、ポジティブ・ネガティブな側面を含めた市場変動要因を孕んでおり、適正かつ合理的な業績予想の算定が困難であるため、業績予想は非開示とさせていただきます。

証券会社や銀行など金融業を営む会社において同様の理由で業績予想を非開示としている事例があり、当社の事業ポートフォリオにおいて金融関連事業があることから、不確実性が一定以上ある市場環境において業績予想を開示することは適切ではないと判断しております。

また、新型コロナウイルス感染症に関するリスクがほぼ全ての産業において影響を及ぼしており先行きが不透明なところもあるため、現時点においては市場環境における予想を立てることは困難であると判断しております。

今後につきましては、なるべく開示資料の充実を図るとともに、引き続き適時・適切なディスクロージャーに努めて参りたいと考えております。

〔ご質問〕 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

(回答)

2020年3月期につきましては、2020年5月20日公表の「[2020年3月期決算短信](#)」（以下、本項において「本決算短信」といいます）に記載のとおり、当社グループの事業に対する影響で重要なものは特になかったと判断しております。

他方で、2020年4月以降に関しましては、新型コロナウイルス感染のさらなる拡大やその影響の長期化、それに伴う規制強化等によって、当社グループの業績及び事業展開等に影響を及ぼす可能性があるかと判断しております。本決算短信公表時に具体的に想定していたものは、①業績や事業展開等に与える影響について（当社グループ従業員等に新型コロナウイルス感染症罹患者が発生した場合の臨時費用の発生、休業又は顧客等からの信頼喪失による事業機会の損失、エネルギー関連事業等における売上の減少等）、②株価低迷の影響（感染拡大の懸念から当社株価が低迷し、行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額を下回って推移するなどの事態が長期化するような場合、新株予約権の行使が当社の想定どおりには進まないなど）であります。詳細につきましては、本決算短信4ページ以下をご参照ください。

〔ご質問〕 当社の企業価値向上について、経営陣はどのように考えているか。

(回答)

当社グループは規制緩和・法律改正をする事業領域に対して積極的に投資・事業開発を進めており、現在はエネルギー関連事業、自動車関連事業、金融関連事業、旅行関連事業及びその他事業を展開しております。これらの事業領域においては、いずれもブロックチェーンの活用可能性が高いことから、ブロックチェーンを活用し“新しい価値”を創出することで、事業基盤が拡大し、中長期的な企業価値の向上につながるものと認識しております。

〔ご質問〕 社外取締役の取締役会における発言状況として必要な発言を適宜行っている旨の記載があるが、もう少し具体的に説明して欲しい。

(回答)

監査等委員である取締役（全員が社外取締役）は、官庁出身者、法曹、企業経営者と多様な見識・経験を有する者により構成され、事業推進、コンプライアンス、リスク管理、コーポレート・ガバナンス等、多岐にわたる観点から、当社の経営に対して示唆に富む意見を述べております。特に2020年3月期においては、連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンの暗号資産（仮想通貨）の不正流出に際しては、その対応に関して当社取締役会として報告を受け、初期対応・再発防止策等に対して、監査等委員である取締役は専門的な見地からの各種アドバイスをを行いました。

〔ご質問〕 取締役会の構成について、女性役員も登用すべきではないか？

(回答)

本総会において上程させていただいた取締役選任議案の候補には女性は含まれておりません。が、当社は、特に男女の区別なく、上場企業の取締役として適任でありその期待される役割を十分に果たしてくれるであろうと判断した人物を取締役候補者として選定する方針であります。今後とも経営に多様な価値観が反映されるよう、性別・国籍などにとらわれることなく、幅広い見地から取締役候補者を選定させていただきたいと考えております。

なお、当社[コーポレート・ガバナンス基本方針](#)において、取締役会の構成及び取締役の資格については、次のとおり定めております。

第15条第1項

当社の取締役会は、専門分野等のバランスおよび多様性を考慮した構成とし、その人数は定款の定めに従い20名以内とする。また、独立社外取締役は複数名選任する。

第16条第1項

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

〔ご質問〕 女性の活用について、現状と今後の方針を伺いたい。

(回答)

2020年3月末の時点では、当社グループの女性社員は、社員総数の39%（60名）、女性管理職の比率は22%であります。当社は、性別、年齢、国籍を問わず、当社のグループミッションに共感し、会社の業務に貢献できる人材を採用する方針です。また、育児に関する福利厚生を充実させ多様性を持った働き方を推進しておりますので、今後管理職における女性比率は向上していくものと期待しております。